

就学援助事務システム標準仕様書（案）（対応方針反映）

機能名称		標準機能要件（修正後）		備考	意見への対応方針		標準機能要件（修正後）		備考	WTCにおける観点
		実装すべき機能	オプション機能		関連意見番号※1	標準仕様書反映意見※2	意見反映	意見への対応方針		
1. 申請受付										
1.1. 就学世帯管理										
1.1.1.	就学世帯管理	住民記録システム、学級簿管理システム、宛名管理システムと連携し、就学世帯情報（保護者情報、世帯員情報、注意情報（DV等を含む）、住民登録外者情報等）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）ができること。			201 294 732 3	①一括または個別に日次で取り込める仕様とする。（大阪府大阪市） ②児童生徒の学校情報（在籍学校・学年・組・番号）を管理（参照・登録・修正・削除）できるようにする。（千葉県船橋市、沖縄県宜野湾市） ③特殊事情（DV被害者等）がある者や転出後区域外就学している者等は学級簿システムの適用によっては学級簿情報が複数作成される可能性があるため、名寄せ処理ができることが望ましい。（兵庫県神戸市、秋田県南秋田市）	①手動による即時処理だけでなく、日次で自動処理できる機能により、業務効率化が図られるため、標準仕様書に追加する。 ②学校情報（在籍学校・学年・組・番号）は、学級簿管理システムから取り込める想定のため、管理項目（保護者情報、世帯員情報、注意情報（DV等を含む）、住民登録外者情報等）に追加して追加する形で表現を見直す。最終的には学級簿管理システムの標準化と整合を図る形で実装化する。 ③特殊事情（DV被害者等）がある者や転出後区域外就学している者について、学級簿情報が複数作成される場合は名寄せ処理が必要となる想定であるが、意見元の自治体に詳細な運用を確認した上で標準仕様書への反映可否を決定する。	住民記録システム、学級簿管理システム、宛名管理システムと連携し、就学世帯情報（保護者情報、世帯員情報、注意情報（DV等を含む）、住民登録外者情報、 学校情報（在籍学校・学年・組・番号等） ）を 個別または日次（バッチ） で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）ができること。		
1.1.2.	就学世帯管理	審査に利用する世帯情報は、住民基本台帳上の世帯とは別に管理することができ、その世帯情報は追加・更新・削除ができること。			586	①オンライン通信費の支払を第1号のみに行いたい。第1号該当の管理が必要である。（茨城県土浦市）	①第1号該当の管理は、申請情報と就学世帯情報と紐づけて管理することで、対応可能。1.2.1「申請情報管理」に、就学世帯情報と紐づけて管理を行う旨を記載する。	審査に利用する世帯情報は、住民基本台帳上の世帯とは別に管理することができ、その世帯情報は追加・更新・削除ができること。 また、住民基本台帳上の住所以外の住所も、申請書、各種通知書等の送付先に設定できること。		
1.1.3.	健康診断情報管理	健康診断情報（病名、医師/歯科、薬剤の有無）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できると		健康診断情報は医療券の発行に利用する。	41	①医療券の発行については、健康診断情報を基に、就学援助の対象者に限定して実施できる方がよいと必要がある。（三重県津市）	①就学援助システムにおける健康診断情報の管理は就学援助対象者が対象となり、従って医療券を申請できる対象も就学援助対象者に限定される想定である。表現の明確化のため、文頭に「就学援助の対象者について」を記載する。	就学援助の対象者について 、健康診断情報（病名、医師/歯科、薬剤の有無）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	「健康診断情報は医療券の発行に利用する。」だが、問題ない。	「医療券の申請について、就学援助の対象者に限定して実施可能な方法だが、問題ない。
1.1.4.	申請書送付対象者抽出	就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式で出力できること。		「継続申請対象者：当該年度認定者かつ次年度も小学校に在籍する就学世帯 ・新規申請対象者：全就学世帯から継続申請対象者を除いた世帯	176	①住民基本台帳上の住所以外の箇所等も、申請書、送達通知書等の送付先に設定できるとする。（大阪府大阪市、埼玉県越谷市） ②DV等の特別事情により、住民基本台帳上の住所以外の箇所を設定された方が望ましいため、1.1.2. 就学世帯管理に機能を追加する。		就学世帯情報から申請書送付先である新規申請対象者一覧及び継続申請対象者一覧（氏名、住所等）を加工可能な形式で出力できること。		
1.2. 申請情報管理										
1.2.1.	申請情報管理	申請情報（受付日、就学援助の希望、申請区分、申請理由、保護者情報、児童生徒情報、備考情報等）の管理（参照・登録・修正・削除）ができること。			12 14 42 109 117 177 250 347 358 486 512 670 733 600 396 392	①新入・児童生徒学用品費等の入学者通知について、申請情報として管理する必要がある。（群馬県前橋市、群馬県高崎市） ②申請がある時点で「就学援助を希望」を判断できるため、「就学援助の希望」は不要。（三重県津市、三重県四日市市） ③申請情報について、CSVデータを一括で取り込める仕様とすべきである。（大阪府大阪市、広島県広島市） ④学年・学級情報は児童生徒情報に含まれている認識だが、2自治体より同様の指摘が寄せられているため、記載を省略する。 ⑤申請様式の改訂等により、申請情報として管理すべき項目が増えた場合は、最終処理（認定、支給など）についても変更が必要となるため、いずれにもシステム改修が必要と想定される。よって任意の管理項目を設定する機能は標準仕様書には反映しない。（神奈川県横浜市長市） ⑥地区民生委員の登録・管理について、システム上で管理している自治体はごく少数と想定されるため、（事前調査の結果では12自治体中1自治体のみ）独自性の高い要件とみなし標準仕様書には反映しない。 ⑦「申請区分」は具体的にどのような内容の項目として想定されているのかが不明。（埼玉県越谷市） ⑧住民基本台帳上とシステム上の世帯員を比較し、一致するものについて自動継続処理を行うことが望ましい。（神奈川県横浜市長市） ⑨申請者を登録する際に申請番号が自動で振られるのが望ましい。（埼玉県越谷市）	①新入・児童生徒学用品費等の入学者通知は標準仕様書に定義されているため、管理項目とする必要がある。そのため、「入学者支給対象」を管理項目として追加する。 ②意見のとおりのため、「就学援助の希望」は管理項目から削除する。 ③学校等で申請書を扱っていない自治体の場合、申請として作成した申請情報のCSVデータを取り込む形で申請情報を登録できた方が望ましいため、標準仕様書に追加する。 ④学年・組情報は児童生徒情報に含まれている認識だが、2自治体より同様の指摘が寄せられているため、記載を省略する。 ⑤申請様式の改訂等により、申請情報として管理すべき項目が増えた場合は、最終処理（認定、支給など）についても変更が必要となるため、いずれにもシステム改修が必要と想定される。よって任意の管理項目を設定する機能は標準仕様書には反映しない。 ⑥地区民生委員の登録・管理について、システム上で管理している自治体はごく少数と想定されるため、（事前調査の結果では12自治体中1自治体のみ）独自性の高い要件とみなし標準仕様書には反映しない。 ⑦「申請区分」は具体的にどのような内容の項目として想定されているのかが不明。（埼玉県越谷市） ⑧住民基本台帳上と世帯員が同じ場合には、申請書を出さずとも自動継続処理が行えることで、住民サービスの向上や業務量削減につながる想定されるため、自動継続処理（所得情報等の取得、審査、認定）機能を追加する想定である。方針について、問題ない。 ⑨住民基本台帳上と世帯員が同じ場合は、申請書を出さずとも自動継続処理が行えることで、住民サービスの向上や業務量削減につながる想定されるため、自動継続処理（所得情報等の取得、審査、認定）機能を追加する想定である。方針について、問題ない。	同一世帯内で受付日、認定日が異なる児童生徒についても個別に管理 ・申請区分：新規申請者、継続申請者 ・CSVファイル等とは、CSVファイルまたはExcelファイルを設定。	各学校にて回収した申請書をデータ化した自治体もある想定だが、システムへの入力には、直接入力・CSVファイル等の一括取り込みのどちらでも可能な方針として問題ない。 ・地区民生委員の登録・管理について、システム上で管理している自治体はごく少数と想定されるため、実装しない機能とすべきと想定するが、自治体業務の観点から問題ない。 ・住民基本台帳上と世帯員が同じ場合は、申請書を出さずとも自動継続処理が行えることで、住民サービスの向上や業務量削減につながる想定されるため、自動継続処理（所得情報等の取得、審査、認定）機能を追加する想定である。方針について、問題ない。	
1.2.2.	申請情報管理	年度途中の変更（転校、保護者変更、口座変更、支給方法変更、所得変更、備考情報の変更等）について管理できること。			322 393 43 110 513 671	①申請区分、申請理由、世帯構成変更を管理項目として追加する。（京都府京都市、埼玉県越谷市） ②年度途中の変更について、履歴管理できる仕様とする。また、ここでの保護者変更は学級簿上の保護者変更を想定。学級簿上の保護者と就学援助上の申請者は異なるため、記載を削除する。（三重県津市、三重県四日市市、神奈川県横浜市長市、愛知県刈谷市）	①標準システムでの管理方法として、申請書の中を閲覧できた方が望ましい想定だが、管理項目として追加 ①1.1.1「就学世帯管理」や1.2.1「申請情報管理」にて申請区分、申請理由、世帯情報を管理項目としているため、整合を取る必要があり、当該機能でも管理項目として記載する。 ②年度途中と申請情報に変更が生じた場合は履歴を記憶できた方が望ましい想定だが、履歴管理できる仕様とする。1.2.6に次の機能を新機能として追加する。また、誤解を招かないよう「保護者変更」は「申請者変更」に修正する。 申請情報（受付日、就学援助の希望、申請区分、申請理由、申請者情報、児童生徒情報（学年・組情報を含む）、入学者支給対象、備考情報等）の履歴情報も管理（参照） ができること。	年度途中の変更（転校、 保護者変更申請者変更 、口座変更、支給方法変更、所得変更、 申請区分、申請理由、就学世帯情報、備考情報の変更等 ）について管理できること。		
1.2.3.	申請情報の不備確認	申請情報を入力する際、同一の申請情報がないか確認されていないかチェックを行い、重複していた場合はアラート表示されるとともに、該当の申請情報を確認できること。また、申請者に兄弟姉妹がいる場合に、アラート表示できること。			251 394	①申請情報を入力する際、同一の申請情報がないか確認されているかチェックを行い、重複していた場合はアラート表示の可否とすべきである。（兵庫県神戸市） ②申請者は保護者（対象の児童生徒ではない）なので、申請者の兄弟姉妹を検出しアラート表示する表現は不適切。	①意見の通り、重複申請時にはアラートではなくエラーで通知と想定されるため、記載を修正する。 ②意見の通り、「申請者」は「対象の児童生徒」に変更する。	申請情報を入力する際、同一の申請情報がないかチェックを行い、重複していた場合は アラートではなくエラーで表示 するとともに、該当の申請情報を確認できること。また、 申請者対象の児童生徒に兄弟姉妹がいる場合に 、アラートを表示できること。		
1.2.4.	申請情報の不備確認	学級簿管理システムから取り込んだ児童生徒情報と登録済みのデータに重複や不一致がある場合に、該当の申請情報についてエラーリストが出力できること。		学級簿管理システムから取り込んだ情報と登録済みのデータに差異がある場合、差異のあるデータを一括個別に修正できること。	398 252	①2.2.2の記述において文書を変更する。（埼玉県越谷市） ②重複についてエラーリストを出力する場合、前年度連携・今回連携の間に重複が発生していない児童生徒はすべて重複データとして検出されている。（兵庫県神戸市）	①一貫性のある表現とするため、意見の通り修正する。 ②エラーリストの出力対象は、「重複」ではなく「不一致」とする。	学級簿管理システムから取り込んだ児童生徒情報と、 申請情報における児童生徒情報と重複のデータに重複や不一致がある場合に 、該当の申請情報についてエラーリストが出力できること。		
1.2.5.	申請取消	申請者による申請の取消を受け付け、届の内容及び受付日等の管理（参照・登録・修正）ができること。			344 397	①取消の際に、アラートを表示する。（熊本県合志市） ②入力ミス等で一旦入力した情報を削除できたりがよい。（埼玉県越谷市）	①申請内容を確認する際のアラートを表示は別世帯の届出内容を確認するリスクを低減させるため、標準仕様書に追加する。 ③入力ミス等で一旦入力した情報は削除できた方が望ましいため、意見の通り標準仕様書を修正する。	申請者による申請の取消を受け付け、届の内容及び受付日等の管理（参照・登録・修正・削除）ができること。なお、 申請内容を削除する際にはアラートを表示 すること。		
1.2.6.	申請情報の確認管理									
2. 審査										
2.1. 認定基準の設定										
2.1.1.	認定基準スタ管理	次の項目を認定基準として設定できること。また、その他の任意の値を設定できること。 所得または収入が認定基準未満（以下）/生活保護法に基づく保護の停止または廃止/市区町村民税の非課税/市区町村民税の減免/国民年金保険料の減免/国民健康保険料の減免または収入が特別支援教育就学奨励費の必要額認定に用いる保護基準未満（以下）			253 474	①次の要件を追加する。 認定基準の有効、無効の設定ができること。（埼玉県大津市）	①当該意見はたより対応可能（各認定基準は自治体の裁量で設定する）な想定であるが、同様の意見（253等）が寄せられているため、誤解を招かない形で表現を修正する。	次の項目を認定基準として設定できること。また、その他の任意の値を設定できること。なお、 各認定基準の有効/無効は任意で設定可能 に。		
2.1.2.	認定基準スタ管理	認定基準額の算定に用いる次の金額・係数を、マスターデータとして管理できること。 【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1期費）/生活扶助（第2期費）/期末一時扶助/冬季加算/教育扶助/基礎控除/住宅扶助/学校給食費/その他加算/通学交通費 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助			16 26 254 603 186 517 675	①【生活保護に準ずる基準額】について、任意の値設定を可能にする。【認定基準係数】について、複数の係数管理を可能にする。また、認定基準額の算定に用いる係数と、数値に対応する認定基準額を設定できるようにする。（群馬県伊勢崎市、東京都江東区、兵庫県神戸市等） ②認定基準額の算定に用いる次の金額・係数は、対象年度ごとに設定可能とする。（山口県宇部市） ③自治体独自の裁量による認定基準額の計算に対応できる必要がある。（神奈川県横浜市長市、愛知県刈谷市、千葉県船橋市）	①自治体の裁量で認定基準額の設定を可能にするため、次の記載を追加する。 【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】については、その他の任意の値を設定できること。なお、各係の金額はマスターデータとして設定できること。 ・【認定基準係数】については、複数の任意の値を保持できること。 ②算出の際の受付が年度途中から始まる場合に対応するため認定基準額の算定に用いる次の金額・係数は、対象年度ごとに設定可能な仕様とする。 ③「自治体独自の裁量による認定基準額の計算」について、詳細を各自自治体へ問い合わせ、全ての自治体の認定基準額計算に対応できる仕様とする。	認定基準額の算定に用いる次の金額・係数を、マスターデータとして管理できること。なお、 金額・係数は対象年度ごとに設定 できること。 【生活保護に準ずる基準額】 生活扶助（第1期費）/生活扶助（第2期費）/期末一時扶助/冬季加算/教育扶助/基礎控除/住宅扶助/学校給食費/その他加算/通学交通費 【認定基準係数】 認定基準係数 【その他の生活保護に準ずる基準額】 学校給食費/住宅扶助 また、【生活保護に準ずる基準額】及び【その他の生活保護に準ずる基準額】は、その他の任意の値を設定できること。なお、各係の金額は世帯別（世帯人数、年齢、級別）ごとに設定できること。	・認定基準額の算定方法は、各自自治体の裁量とする想定だが、左記機能要件で対応できないケースは想定される。 ※現在、独自の計算方法として以下のような意見が提示されており、個別に詳細を確認予定。 ・世帯人数と扶養・世帯の区分によって設定しているため、独自の計算式の設定が必要（大阪府茨木市） ・年齢によって収入を0円とする場合や20歳未満は税法上の扶養の範囲内は収入を0円とするなど独自の規定がある（千葉県船橋市）	
2.1.3.	認定基準額の自動算定	認定基準額を以下により算出される。 認定基準額 = 【生活保護に準ずる基準額】の合計 × 【認定基準係数】 + 【その他の生活保護に準ずる基準額】の合計								
2.1.4.	認定基準額の個別変更	算定された認定基準額を個別に変更できること。			48 115 256 518 676	①本来の認定基準額の把握および認定基準額の加算額・減算額を把握できるようにすべきである。（三重県津市、兵庫県神戸市等）	①算定された金額について変更を行う際は、本来の認定基準額及び調整に用いた金額が把握できるのが望ましいため、記載を追加する。	加算・減算を行う調整額を登録することで 、算定された認定基準額を個別に変更できること。		
2.1.5.	認定基準シミュレーション	生活保護基準や認定基準係数について任意の項目、値を設定し、当該年度における認定者・否認認定者数及びその変動する割合のシミュレーションができること。								

就学援助事務システム標準仕様書（案）（対応方針反映）

機能名称		標準機能要件（修正後）		備考	意見反映		標準機能要件（修正後）		備考	WTCにおける観点	
		実装すべき機能	オプション機能		関連意見番号※1	標準仕様書反映意見※2	意見への対応方針	実装すべき機能			オプション機能
※1「標準仕様書反映意見」に対応する意見番号を記載。 ※2「意見及び対応方針」自治体シートより、標準仕様書への反映候補となる意見を記載。（同意の意見が複数提示された場合は、主要なもののみ記載する。） 赤字：現行の標準仕様書案からの変更案。											
2.2. 所得情報管理											
2.2.1.	所得情報連携	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員毎の所得情報等を取り込むことで、設定された就学世帯の総所得または収入額を自動で算出し、登録できること。			21 33 179 192 208 659 172 362	①総所得、収入額に加え、合計所得を算出対象とする。また、事業所得、給与所得を区別できる仕様とする。（富山県高岡市、大塚市大塚市等） ②次の要件を追加する。 所得情報連携できなかった世帯の一覧及び確認依頼書などの提出に係る通知文を加工可能な形式で出力できること。（大塚市大塚市等） ③個人住民税決定前（4～6月等）は前年度の所得情報をもとに審査が行えることとする。（愛知県名古屋市） ④税制改正の影響による申請者不利益を回避するため、世帯員ごとの所得情報については、給与所得・公的年金所得がある者については、10万円を減じた上で算出されること。ただし給与所得・公的年金所得の合計額が10万円未満の場合はその額を減じずに算出されることとする。（大塚市大塚市、埼玉県所沢市）	①審査に用いる金額は自治体ごとに異なる想定されるため、合計所得の算出を追加する。 ②所得が確認できなかった場合は、審査ができないため保護通知書を送付することになるが、その確認のための一覧出力は有用と想定される。よって標準仕様書に反映する。 ③2.2.1「所得情報連携」にて取得する情報の年度を指定することで可能だが、表現の明確化のため、表現を追加する。 ④所得情報の修正は2.2.4「所得情報管理」に対応可能であるが、算出された所得情報について、一定金額の加減・減算による調整が可能を暫く2.2.4に追加する。	個人住民税システムと連携し、各世帯の世帯員毎の所得情報等を取り込むことで、設定された就学世帯の総所得、合計所得または収入額を自動で算出し、登録できること。 なお、個人住民税決定前は前年度の所得情報に基いて算出されること。 また、所得が確認できなかった世帯についてはCSVデータとして出力できること。			
2.2.2.	所得情報連携	個人住民税システムにおける所得情報と、申請情報における所得情報との差異を一覧で確認できること。 また、差異については個人住民税システムの所得情報に一括更新できること。						個人住民税システムにおける所得情報と、申請情報における所得情報との差異を一覧で確認できること。 また、差異については個人住民税システムの所得情報に一括更新できること。			
2.2.3.	所得情報管理	個人住民税課税がない、当年1月1日以後の転入者等から提出された所得課税状況書類の内容を管理（参照・登録・修正・削除）できること。						個人住民税課税がない、当年1月1日以後の転入者等から提出された所得課税状況書類の内容を管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.2.4.	所得情報管理	就学世帯における各世帯員の所得または収入額を修正できること。また、修正事由を管理できること。						就学世帯における各世帯員の所得または収入額を修正できること。また、修正事由を管理できること。 就学世帯における各世帯員の所得または収入額を修正できること。また、修正事由を管理できること。			
2.2.5.	所得情報による 仮認定審査		自動算出した世帯総所得または収入額を基に、個別（世帯）単位または申請者全体のシミュレーション（仮認定審査）ができること。		403	①シミュレーションとシミュレーションに修正。（埼玉県越谷市）	①意見への対応文書を修正する。	自動算出した世帯総所得または収入額を基に、個別（世帯）単位または申請者全体の シミュレーション シミュレーション（仮認定審査）ができること。			
2.3. その他の認定に係る情報管理											
2.3.1.	生活保護に係る 情報管理	生活保護システムと連携し、要保護世帯に係る資格情報（生活保護開始・停止・再開・廃止、該当の状況に移行した年月日、理由等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			497 327	①生活保護費の「入学準備金」の支給済み情報を連携し、2.4.3「新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定」に反映できるのが望ましい。（神奈川県川崎市、東京都目黒区）	①生活保護システムで管理している、要保護者に対する「入学準備金支給情報」を連携する必要があると想定されるため、連携項目に明記する。	生活保護システムと連携し、要保護世帯に係る資格情報（生活保護開始・停止・再開・廃止、該当の状況に移行した年月日、理由、入学準備金支給情報等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。 個人住民税システムと連携し、申請者の個人住民税に係る資格情報（非課税情報、減免情報）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.2.	個人住民税に係る 情報管理	個人住民税システムと連携し、申請者の個人住民税に係る資格情報（非課税情報、減免情報）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。						個人住民税システムと連携し、申請者の個人住民税に係る資格情報（非課税情報、減免情報）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.3.	国民年金保険料 に係る情報管理	国民年金システムと連携し、申請者の国民年金保険料に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。						国民年金システムと連携し、申請者の国民年金保険料に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.4.	国民健康保険法 の保険料に係る 情報管理	国民健康保険システムと連携し、申請者の国民健康保険法の保険料に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。						国民健康保険システムと連携し、申請者の国民健康保険法の保険料に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.5.	児童扶養手当に 係る情報管理	児童扶養手当システムと連携し、申請者の児童扶養手当に係る資格情報（支給中・一部停止・停止及び停止理由等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。						児童扶養手当システムと連携し、申請者の児童扶養手当に係る資格情報（支給中・一部停止・停止及び停止理由等）を一括又は個別で取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.6.	固定資産税に係る 情報管理	固定資産税システムと連携し、申請者の固定資産税に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。						固定資産税システムと連携し、申請者の固定資産税に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.7.	個人の事業税に係る 情報管理		個人事業税システムと連携し、申請者の個人事業税に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。					個人事業税システムと連携し、申請者の個人事業税に係る資格情報（減免情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.8.	生活福祉資金に 係る情報管理	生活福祉資金システムと連携し、申請者の生活福祉資金に係る資格情報（貸付情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。						生活福祉資金システムと連携し、申請者の生活福祉資金に係る資格情報（貸付情報）を取り込み、管理（参照・登録・修正・削除）できること。			
2.3.9.	就学奨励に係る 情報管理	就学奨励の認定情報（支給費目含む）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。			411	①次の機能を追加する。 また、入力の際に、就学援助申請者の登録データを転写して登録できること。（埼玉県越谷市）	①就学援助申請者のデータと重複している場合は、業務効率化が見込めるため、オプション機能に追加する。	就学奨励の認定情報（支給費目含む）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。なお、就学援助申請者の登録データを転写して登録できること。			
2.4. 支給対象外設定											
2.4.1.	新入学児童生徒 学用品費等の入 学前支給の支給 者抽出	入学前支給を転入元で支給済みの可能性がある申請者（＝新小1/新中1で支給条件を満たす者）を転入日を指定して抽出できること。			496	①生活保護費の「入学準備金」を受け持っている可能性がある申請者を転入日を指定して抽出できるのが望ましい。（神奈川県川崎市）	①2.3.1「生活保護に係る情報管理」において、生活保護システムから連携する項目として、「入学準備金」を追加する。	入学前支給を転入元で支給済みの可能性がある申請者（＝対象の児童生徒が新小1/新中1で支給条件を満たす者）を転入日を指定して抽出できること。			
2.4.2.	新入学児童生徒 学用品費等の入 学前支給に係る 支給対象外設定	申請者の転入日情報から、他自治体で入学前支給を受給済みの可能性がある場合、アラートが表示されること。						申請者の転入日情報から、他自治体で入学前支給を受給済みの可能性がある場合、アラートが表示されること。			
2.4.3.	新入学児童生徒 学用品費等の入 学前支給に係る 支給対象外設定	入学前支給を受給済みの申請者の場合、支給済みの支給対象費目は支給対象外に設定できること。			17 577 64 131	①入学前支給開始後、支給額が確認した場合は追加支給できることが望ましいため、標準仕様書に追加する。 （群馬県伊勢崎市、埼玉県越谷市） （例）令和元年度支給額20,000円 令和2年度支給額25,000円 の場合 入学前支給として令和元年度20,000円を支給し、令和2年度の第1期にて支給額5,000円を追加する。 ②支給済みであることを表示すべきである。（茨城県水戸市） ③対象者ごとに支給対象外に認定する旨を補記する。	①学年別の支給額が確認した場合は追加支給できることが望ましいため、標準仕様書に追加する。 ②支給済みの表示の方が望ましいため、標準仕様書に追加する。 ③表現の明確化のため、「対象者ごとに」支給対象外に認定する旨を補記する。	入学前支給を受給済みの申請者の場合、支給済みの支給対象費目は 支給対象外に対象者ごとに支給済みであることが表示 されること。 なお、年度変更に伴い対象費目の支給額が確認した場合は、その差額を支給できること。			
2.4.4.	就学奨励との併 給確認	就学援助と就学奨励との併給申請の場合、アラートが表示されること。			13 19 65 番	①当該機能は実装すべき機能とすべきである。	①就学奨励申請は標準仕様の対象外であるが、就学奨励との併給確認は就学援助業務を実施する上で必須と想定されるため、実装すべき機能として実装する。	就学奨励と就学奨励との併給申請の場合、アラートが表示されること。 就学奨励と就学奨励との併給申請の場合、アラートが表示されること。			
2.5. 支給認定											
2.5.1.	支給認定処理	個人ごとに認定日や取消日に応じた支給認定が行えること。			413 414 416	①認定日や取消日は認定の結果決定されるものであるため、文書の修正・明確化が必要。（埼玉県越谷市） ②認定基準マスタに基づいて行う認定結果の決定は、2.1.1で定義されている認定基準の一部（認定基準額の比較）を除外する認定基準（※）しか行ないたい。表現の明確化が必要。（埼玉県越谷市）	①「支給認定」は認定結果を求める行為であり、意見への対応日や取消日は認定結果に準いて決定されるものであるため、それぞれ「申請受付日」「申請取消受付日」に修正する。誤解を招かないよう、支給認定は認定に修正する。 ②文頭に「認定基準として設定した基準の該当・非該当に基づき、」を補記することで、認定基準を満たすものが認定される旨を明確化する。	認定基準として設定した基準の該当・非該当に基づき、個人ごとに 認定日 申請受付日や 取消日 申請取消受付日や 取消日 に 認定 した 支給 認定が行えること。			
2.5.2.	支給認定処理	認定処理途中で不具合があった申請者のリストを出力できること。			66 133 311 等	①記載された要件が不明確である。また、認定結果をリスト出力すべきである。（静岡県浜川市、埼玉県上尾市等）	①現行では不具合対象者（＝保留者）しか表示されず、記載内容もあいまいなため、次のとおり修正する。 申請者ごとの認定結果（認定、否認、保留）及び理由をリストとして出力できること。	申請者ごとの認定結果（認定、否認、保留）及び理由をリストとして出力できること。			
2.5.3.	支給認定処理	認定基準マスタに基づき、支給認定結果及び認定理由を設定できること。			67 134 415 537 695	①表現の明確化のため、「」を補記すべき。 ・認定基準マスタ「世帯構成」が認定された基準額に基づき…（三重県津市、埼玉県越谷市等）	①表現の明確化のため、次のとおり「」の文書を補記する。 認定基準マスタ及び申請者の認定に係る情報（認定基準の該当有無）に基づき、支給認定結果及び認定理由を設定できること。 ※認定結果を設定→結果・理由をリスト出力のため、2.5.3.2.5.2は機能を入れ替える予定	認定基準マスタ及び申請者の認定に係る情報（認定基準の該当有無）に基づき、 支給認定結果 及び認定理由を設定できること。			
2.5.4.	認定区分管理	認定区分の管理及び年度途中で切替えができること。			-認定区分：要保護、必要保護	5	①表現を修正する。 単年度中に一年度途中で（秋田県鹿角市）	認定区分の管理及び年度途中で切替えができること。		-認定区分：要保護、必要保護	
2.5.5.	認定区分管理	認定区分の変更履歴を管理できること。			-認定区分：要保護、必要保護			認定区分の変更履歴を管理できること。		-認定区分：要保護、必要保護	
2.5.6.	支給予定額シミュレーション	個別→一括を選択して支給予定額をシミュレーションできること。			417	①学校別・費目別に、年度及び期間を指定してシミュレーションできるように補記する。（埼玉県越谷市）	①意見への対応のシミュレーション機能を想定していたが、誤解のないよう表現を詳細化する。	個別→一括を選択し、 学校別・費目別 に、 年度及び期間を指定して 支給予定額をシミュレーションできること。			
2.5.7.	支給予定額決定	要保護、必要保護世帯に係る認定要件、生活保護に準ずる基準額に基づき、支給予定額を自動で算出できること。			343	①特別支援教育就学奨励費に準ずる基準額に基づき、支給予定額を算出できる仕様すべきである。（熊本県合志市）	①支給予定額は、認定区分（要保護/必要保護）、在籍校、学年によって異なる想定のため、記載内容を以下のとおり修正する。 認定区分、在籍校、学年に基づき、支給予定額を自動で算出できること。	認定区分、在籍校、学年に基づき、支給予定額を自動で算出できること。			
2.5.8.	支給認定	支給の停止及び再開を支給者/支給対象費目ごとに管理（参照・登録・修正）できること。						支給の停止及び再開を支給者/支給対象費目ごとに管理（参照・登録・修正）できること。			
2.5.9.	認定結果管理	認定結果、認定区分、認定理由、学校長への相談委任有無、認定基準額、支給予定額、審査日、備考情報について、支給対象者及び支給対象費目ごとに管理（参照・登録・修正・削除）できること。			-認定結果：認定、否認、保留 268 419	①認定結果は、支給対象費目ごとに管理するのではなく、支給対象者に紐づけて実装すべきである。（兵庫県神戸市、埼玉県越谷市）	①支給対象費目ごとの管理によってデータが重複するおそれがあるため、認定結果の管理は支給対象者に紐づけて実装する方針とする。	認定結果、認定区分、認定理由、学校長への相談委任有無、認定基準額、 支給対象費目 、 支給予定額 、審査日、備考情報について、支給対象者 及び支給対象費目 ごとに管理（参照・登録・修正・削除）できること。	-認定結果：認定、否認、保留 ・支給対象費目として、第1子 のみに特定の費目を支給するケースも該当する	左記で定義した項目の他に、認定結果情報として一般的に管理されるべき項目はあるか。 ・本機能における「認定」は、受け付けた申請情報に基に、認定/否認/認定及び年度の支給予定額を決定するものであるが、4.2.1「支払情報作成」において、実際の支払いを行うタイミング（学期末や月次等）で再度支払認定処理を行う必要があるが、また、必要な場合、新規に追加すべき要件はあるか。	

就学援助事務システム標準仕様書（案）（対応方針反映）

機能名称		標準機能要件（修正前）		備考	意見反映		標準機能要件（修正後）		備考	WTCにおける観点
		実装すべき機能	オプション機能		関連意見番号※1	標準仕様書反映意見※2	意見への対応方針	実装すべき機能		
3. 交付										
3.1. 通知出力										
3.1.1.	認定通知書	条件（対象者、認定日、在籍校等）を指定して、認定通知書を一括・個別で出力できること。			22 759 69 136 539 697 420	①次の要件を追加する。 条件（対象者、認定日、在籍校等）を指定して、保護通知書を一括・個別で出力できること。（東京都江東区、千葉県柏市） ②通知書の優先を明記するのが望ましい。 （三重県津市、三重県四日市市、神奈川県海老名市、愛知県刈谷市） ③再発行できる旨を追加する。（埼玉県越谷市） ④申請日を条件に出力可能とする。（山口県宇部市）	①保護通知書は標準要件でも定義されているため、3.1.2.に新規機能として記載する。 ②申請書宛てに通知書を発行できる旨を明記する。 ③通知書の再発行は業務上必要と想定されるため、明記する。 ④入学前支給により通知書を2月に発行する必要があるが、認定日を4/1として設定している場合等は、申請日を条件とした通知書出力が必要となるため、条件を追加する。なお、1.2.1.「申請情報管理」も整合を取り、記載は「受付日」とする。	条件（対象者、 受付日 、認定日、在籍校等）を指定して、認定通知書を一括・個別で 申請書宛て に出力できること。なお、 認定通知書は再発行できること。		
3.1.2.	保護通知書							条件（対象者、 受付日 、認定日、在籍校等）を指定して、保護通知書を一括・個別で 申請書宛て に出力できること。なお、 保護通知書は再発行できること。		
3.1.2.	否認認定通知書	条件（対象者、認定日、在籍校等）を指定して、否認認定通知書を一括・個別で出力できること。			70 137 540 698 421 609	①通知書の優先を明記するのが望ましい。 （三重県津市、三重県四日市市、神奈川県海老名市、愛知県刈谷市） ②再発行できる旨を追加する。（埼玉県越谷市） ③申請日を条件に出力可能とする。（山口県宇部市）	①申請書宛てに通知書を発行できる旨を明記する。 ②通知書の再発行は業務上必要と想定されるため、明記する。 ③入学前支給により通知書を2月に発行する必要があるが、認定日を4/1として設定している場合等は、申請日を条件とした通知書出力が必要となるため、条件を追加する。	条件（対象者、 受付日 、認定日、在籍校等）を指定して、否認認定通知書を一括・個別で 申請書宛て に出力できること。なお、否認認定通知書は再発行できること。		
3.1.3.	認定取消通知書	年度途中の認定取消者に対して認定取消通知書を出力できること。			71 138 541 699 422 184	①通知書の優先及び条件（対象者、認定日等）の指定を明記するのが望ましい。 （三重県津市、三重県四日市市、神奈川県海老名市、愛知県刈谷市） ②再発行できる旨を追加する。（埼玉県越谷市） ③医療費の援助のため、認定者情報を記載した医療券を特定の保護者へ交付する必要があります。そのため、認定通知書以外にも、所定の様式へ認定者情報を出力出来る機能を希望します。（大阪府藤井寺市）	①申請書宛てに通知書を発行でき、また、他の通知書と同様に条件（対象者、認定日等）の指定を明記する。 ②通知書の再発行は業務上必要と想定されるため、明記する。 ③医療券は標準要件で定義しているため出力可能である。ただし、通知感がいように、3.交付に追加する。	条件（対象者、 受付日 、認定日、在籍校等）を指定して、年度途中の認定取消者に対して認定取消通知書を出力できること。		
3.1.4.	医療券							医療券（医科、歯科、調剤）を一括・個別で出力できること。		
3.2. 出力設定										
3.2.1.	出力設定		住民などへ発送する通知書等は、住所表示と共にカスタムバーコードを表示できること。					住民などへ発送する通知書等は、住所表示と共にカスタムバーコードを表示できること。		
3.2.2.	出力設定	認定通知書に記載する支給対象費目を学年ごとに設定できること。			175 473	①認定通知書に記載する支給対象費目を認定区分及び学校ごとに設定できる仕様とする。（認定区分、学校ごとに支給費目が異なることがあるため）（大阪府箕面市、茨城県土浦市）	①認定区分、学校ごとに支給費目が異なる自治体は多いと想定されるため（学校の場合は修学旅行実施学年の違い等）、標準仕様書に記載を追加する。	認定通知書に記載する支給対象費目を、 在籍校、学年、認定区分 ごとに設定できること。		
3.2.3.	出力設定	注意情報（DV等）が設定されている対象者の通知書を発行する際に、発行可否を確認するアラートが表示されること。			72 139 424 542 700	①注意情報（DV等）については、アラートだけでなく、リストとして出力されるのが望ましい。（三重県津市、三重県四日市市、神奈川県海老名市、愛知県刈谷市、埼玉県越谷市）	①注意情報（DV等）は、掲載名の認定通知書を一括で出力する際にはアラートだけでなく、一覧としても確認できた方が業務精度の向上につながる想定されるため、要件を追加する。	注意情報（DV等）が設定されている 対象者 の通知書を発行する際に、発行可否を確認するアラートが表示されること。 なお、注意情報（DV等）は一覧としても出力できること。		・詳しくDV対象の世界等に通知書を送付しないよう、注意情報（DV等）の一覧出力を要件化しているが、DV情報を紙出力すること自体に問題はないが、
4. 支払										
4.1. 振込口座管理										
4.1.1.	振込口座管理	支給対象者（保護者、学校長、医療機関等）ごとに振込先口座を管理(参照・登録・修正・削除)できること。			296 198	①保護者からの依頼があった場合は、給費センター口座へ振込むこともある。（伊織町笠野町市） ②教育的配慮に基づいた申請奨励や支給実施のため申請受付・登録を含む学校で行っている。また、支給についても入学準備補助金以外の費用は実質負担しているため、各申請者への支払額を学校にて管理・把握している。このため本市では各学校で申請管理・支払管理を行う必要がある。標準仕様システムの申請・支払に関しての学校での登録機能もしくは既存システムと標準仕様システムでのデータ連携が必要となる。（大阪府大阪市）	①給費センターも支払先として一般的であり、記載していた方がわかりやすいため追加する。 ②学校での支払い機能は権限付与で対応できる想定である。ただし、学校で就学援助システムを利用して登録・支払業務を行う場合に必要となる要件を標準仕様で満たしているか（想定される運用に対応しているか）については、WTでの議論として検討する。	支給対象者（ 給費センター申請者 、学校長、 給費センター 、医療機関等）ごとに振込先口座を管理(参照・登録・修正・削除)できること。		・学校で就学援助システムを利用して登録・支払業務を行う場合に必要となる要件を標準仕様で満たしているが、（想定される業務運用に対応しているか） 【検討事項】 ①兄弟で別の学校に通う場合（小・中・高）の考慮事項はないが、例：1世帯に支給する前年度の費目（PTA会費、生徒会費）について、在籍するそれぞれの学校に支払うことは問題ないが、（＝1世帯で兄弟毎にPTA会費を支払う） ②学校の職員に就学援助システムの権限付与を行うことで運用が可能か
4.1.2.	振込口座管理	学校長口座の設定時、支給対象者の在籍校名により学校長口座を読み込むことができること。						学校長口座の設定時、支給対象者の在籍校名により学校長口座を読み込むことができること。		
4.1.3.	振込口座管理	口座情報が未登録の認定者の一覧を出力できること。						口座情報が未登録の認定者の一覧を出力できること。		
4.1.4.	振込口座設定	支払月ごと、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。						支払月ごと で、支給する支給対象費目ごとに振込口座を設定できること。		
4.1.5.	振込口座設定	月途中の転校等を考慮し、一人の児童生徒および一つの月に対し、複数の学校長口座を登録できること。						月途中の転校等を考慮し、一人の児童生徒および一つの月に対し、複数の学校長口座を登録できること。		
4.1.6.	振込口座設定	振込先口座は支給対象費目ごとに初期値を設定できること。		・学校給食費の初期値は学校長口座にする等				振込先口座は支給対象費目ごとに初期値を設定できること。		・学校給食費の初期値は学校長口座にする等

就学援助事務システム標準仕様書（案）（対応方針反映）

機能名称		標準機能要件（修正後）		備考	意見への対応方針		標準機能要件（修正後）		備考	WTにおける観点	
実装すべき機能		オプション機能			意見への対応方針		実装すべき機能				
4.2. 支払情報作成											
4.2.1.	医療機関マスタ管理	医療機関情報（医療機関コード・名称・住所・電話番号等）をマスタデータとして管理できること。		299	①支払いに必要な最低限の必要なデータ（右記・実装すべき機能の赤字を参照）を追加した。（沖縄県宜野湾市）	①医療機関情報として名称・フリガナ・代表番号・郵便番号を記載していた方がわかりやすいため、追記する。	医療機関情報（医療機関コード・名称・フリガナ・代表番号・郵便番号・住所・電話番号・金融機関情報等）をマスタデータとして管理できること。				
4.2.2.	医療費管理	医療機関から自治体へ送付されるレセプト情報に基づいて医療機関情報、医療費等を管理（参照・登録・修正・削除）できること。		300	①医療機関から自治体へ送付されるレセプトに含まれない情報として、国への報告用として通院費を管理できるものが増えし。（沖縄県宜野湾市）	①通院費はレセプトに含まず、国への報告用に必要であるため、以下の要件を追加する。 ②医療費からの通院費は、保護者から提出される領収証等に基づいて、管理（参照・登録・修正・削除）できること。また、医療費からの通院費は、保護者から提出される領収証等に基づいて、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	医療機関から自治体へ送付されるレセプト情報に基づいて医療機関情報、医療費等を管理（参照・登録・修正・削除）できること。また、医療費からの通院費は、保護者から提出される領収証等に基づいて、管理（参照・登録・修正・削除）できること。	・レセプト管理を強制するのではなく、 ②、現在請求書による管理を実施している場合は機能可能。 ・CSVファイル等は、CSVファイルまたはExcelファイルで管理。			
4.2.3.	実費支給情報の取り込み		現物支給または実費で支給する支給対象項目（学校給食費等）は、支給金額が入力されたCSVファイル等を指定して取り込み、支給予定額一括で反映できること。また、入力用のCSVファイルはシステムから出力できること。	274 487 585	①CSVファイルおよびExcelファイルの両方から読みやすさで柔軟性が上がることをため、ファイル形式CSVに限定しないこと修正した。（兵庫県神戸市） ②現行実費で実費で支給する項目は各自治体必ず存在すると思われるため、オプション機能ではなく、実装すべき機能として標準仕様書への反映候補とする。	①CSVファイルに限定する必要はないため、意見の通り標準仕様書の記載をCSVファイル等に修正する。 ②当該機能は意見照会結果を受けて、実装すべきか、実装しなくても良いか要否を検討することになったが、意見の通り、いづかの自治体でも有用な機能であると想定されるため、オプション機能ではなく、実装すべき機能として標準仕様書への反映候補とする。	①オプション機能→実装すべき機能 ②現行実費または実費で支給する支給対象項目（学校給食費等）は、支給金額が入力されたCSVファイル等を指定して取り込み、支給予定額一括で反映できること。また、入力用のCSVファイル等はシステムから出力できること。	・現物支給や実費で支給する項目は各自治体必ず存在することである。 ②、現物支給・実費での支給データExcel等で管理する自治体によっては有用な機能と想定されるため、実装すべき機能として良い。			
4.2.4.	支給費マスタ管理	支給費情報（支給対象費目・支給額）をマスタデータとして管理できること。		427 482	①4.2.8と統合し、マスタ管理した方が良いと思われる。（4.2.8のマスタ管理の要件とされる。）（埼玉県越谷市） ②学用品費など支給時期が決まっているものがあるため、支給費マスタとして支給月も加えるべきである。（滋賀県大津市）	①意見の通り、4.2.8. 支払額設定でマスタ管理に統合したほうが、業務上扱いやすいと想定されるため、標準仕様書に反映する。 ②支給月をマスタ管理することで入力の手間が省けやすくなると思われるため、標準仕様書に反映する。	①4.2.8. 支払額設定を統合 支給費情報（支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式・増減計算方式）をマスタデータとして管理できること。		・業務運営性の観点から、支給費情報として以下でマスタ管理する想定であるが充足しているか。 支給対象費目・支給額・支給月・金額設定方式		
4.2.5.	支払額算定	認定区分、在籍校、学年、個人等に応じて、各支給対象費目の支払額を自動算定し、一括・個別を選択して登録できること。なお、支給額は手動でも入力できること。		761 706	①PTA会費など、世帯ごとに徴収される費目の実費支給に対応するため、以下の要件が必要である（千葉県佐倉市） ・児童生徒個人単位だけでなく学校別単位単位（保護者単位）での支給を登録できること。 ②以下「認定区分の修正」が必要である。（愛知県刈谷市） 「手動でも入力可能であること」→「手動でも入力できること」	①世帯単位で徴収する支給対象費目への対応のために、算定時の条件を追加する必要はある。よって、標準仕様書に反映する。 ②意見の通り、赤字のみの修正する。	認定区分、在籍校、学年、個人等に応じて、各支給対象費目の支払額を自動算定し、一括・個別を選択して登録できること。また、世帯ごとに徴収する費目（PTA会費等）は世帯ごとに登録できること。なお、支給額は手動でも入力できること。	・世帯ごとに徴収する費目への対応として、追加内容（PTA会費）で充足しているか。			
4.2.6.	支払額設定	月途中に転校した児童生徒の支給対象費目のうち学校給食の費目（学校給食費等）について、転校前後の在籍校に対する支払額を自動で登録できること。		369 79,146,549,707	・転校前後の在籍校に対する支払額：在籍日数による日割で計算した金額（転校前後のそれぞれの在籍校への支払）、月割分（転校前後のどちらかの在籍校への支払）	①意見の通り計算が必要になるのは、定額支給の場合のみ想定されるため、標準仕様書に反映する。 ②日前で支払う場合も、月割で支払う場合も、自治体毎に計算方法が異なると思われるため、日割・月割の両者に対応し、なお各自治体の運用に設定できるように要件を修正する。	月途中に転校した児童生徒の支給対象費目のうち学校給食の費目（学校給食費等）について、転校前後の在籍校に対する支給額を日割、又は月割を選択して自動で登録できること。	・転校前後の在籍校に対する支払額：在籍日数による日割で計算した金額（転校前後のそれぞれの在籍校への支払）、月割分（転校前後のどちらかの在籍校への支払）	・転校時等の日割の計算方法について、月割を総日数で除した値に在籍日数を乗じる計算方法を想定しているが、方針に問題ないか。		
4.2.7.	支払額設定	支給対象費目のうち実費の費目（医療費、学用品費等）について、支払額の上限を設定でき、登録した支払額が上限額を超えた場合は、アラートが表示されること。		427	①前年度を超えては、アラートではなくエラー表示を修正したい。（兵庫県神戸市、千葉県船橋市）	①意見の通り、上限が超過した場合にアラートではなくエラーが表示されるため、標準仕様書に反映する。（軽微な変更のため、WTでの議論はない）	支給対象費目のうち実費の費目（医療費、学用品費等）について、支払額上限を設定でき、登録した支払額が上限額を超えた場合は、エラーが表示されること。				
4.2.8.	支払額設定	支払額のラウメーター（金額設定方式、増減計算方式）を支給対象費目ごとに設定できること。		80	・金額設定方式：実費、定額 ・増減計算方式：増減切上げ、切捨て	①年割を月割にするのではなく、月割を対象月数で積み上げて支給額を決定しているため、増減処理は不要である。（三重県津市）	①日割の計算方法について、月割を総日数で除した値に在籍日数を乗じる想定のため、増減処理は必要と想定される。なお、当該機能は4.2.4. 支給費マスタ管理に統合する方針（No.482で記載）のため、4.2.4.に反映する。	①4.2.4.に統合 ・金額設定方式：実費、定額 ・増減計算方式：増減切上げ、切捨て			
4.2.9.	支払額設定	認定区分に応じて支給対象費目毎に支払額の入力を制限できること。			・認定区分：要保護、事業保護		認定区分に応じて支給対象費目毎に支払額上限の入力を制限できること。				
4.2.10.	支払データ（支給内訳）作成	学校長、保護者、医療機関等への支払内容について、認定区分、支給対象費目、支給対象費目、学校別、医療機関別の一覧を加工可能な形式で出力できること。		225 749 459	①国庫補助対象経費の算定のため、以下要件が必要である。（大阪府大阪市） ・国庫補助対象経費の抽出を可能とすること。 ②月より支給額が異なる月（実費支給される給食費等）があるため、以下の要件が必要である。（千葉県佐倉市） ・支払内容の内訳は、月別の金額が確認できること。 ③4.2.6中に記載されている「支払額」支払データ（支給内訳）「支給データ」の定義が不明のため、用語集に追加頂きたい。（埼玉県熊谷市）	①国庫補助対象経費の算定の前提の内訳について、意見元の自治体への確認事項とし、業務上の必要性が認められれば標準仕様書に追記する。 ②意見の通り、実費支給の支給対象費目（給食費等）は月別に内訳を確認できたりが、業務精度を高めたいと想定されるため、標準仕様書に反映する。 ③「支払データ（支給内訳）」は、「支給内訳」に修正する。（関連して、4.2.11. 支払データ（支給内訳）作成の機能入力機能は4.2.5. 支払額算定の入力機能と重複しているため、削除する） ④支払額は支給データのデータ項目の一つと想定	認定区分に応じて支給対象費目毎に支払額上限の入力を制限できること。 学校長、保護者、医療機関等への支払内容について、認定区分、支給対象費目、支給対象費目、学校別、医療機関、月ごとの一覧を加工可能な形式で出力できること。	【機能名称】 支払データ（支給内訳）作成 →支払データ→支給内訳作成→作成			
4.2.11.	支払データ（支給内訳）作成	支払データ（支給内訳）について、機能で強制入力ができること。					①4.2.10.③に対応 ※当該機能を削除				
4.2.12.	支給履歴確認	申請者の支給履歴を参照できること。									
4.2.13.	支給履歴確認	年度内の累積支払額を支給対象費目ごとに画面確認、出力できること。		82	①記載が複雑なため、以下のとおり明確化する方が望ましい。（三重県津市、三重県四日市市、埼玉県越谷市、沖縄県宜野湾市） ・年度内の累積支払額（個人単位）を支給対象費目・支給対象（保護者、学校長等）・支払日ごとに画面確認、出力できること。	①意見の通り、どの項目、どの時点での額に対する累積支払額が不明瞭であるため、明確化する必要がある。よって、標準仕様書に反映する。	申請者の支給履歴を参照できること。 ・年度内の累積支払額（個人単位）を支給対象費目・支給対象者（申請者、学校長、給食センター、医療機関等）・支払日ごとに画面確認、出力できること。				
4.2.14.	支給日管理	支給日管理（参照・登録・修正・削除）できること。また、支給日は支給対象費目、学校、学年等に応じて、一括・個別を選択して登録できること。									
4.2.15.	支給情報出力	支払額に関する個人支給情報について、一括・個別を選択して出力できること。									
4.2.16.	過年度分支給データ作成	過年度分の支給データの作成ができること。		583	①新1学年又は新中学校1年で受給（2月割）した新入学準備金の支給情報、入学後の小学校1学年又は新中学校1年の支給情報（新年度データ）に反映する必要があるが、手動登録は手動であるため自動登録が望ましい。（茨城県水戸市）	①意見の通り、自動登録（新年度データへの引き継ぎ）することで新入学準備金の支給情報の登録の手間を省力化できると想定されるため、標準仕様書に反映する。新年度データ作成に係る機能のため、5.1.1.新年度データ作成に追記する。	過年度分の支給データの作成ができること。				
4.3. 振込情報作成											
4.3.1.	銀行振込データ作成	全額振込フォーマット等に準拠して振込用データを作成できること。									
4.3.2.	銀行振込データ作成	銀行振込データ作成時に、口座情報が取得できない対象者を抽出できること。なお、抽出された対象者の振込データは作成できないこと。									
4.3.3.	振込依頼結果データの取り込み	手動または振込依頼結果データを取り込むことで、支払日データを管理（参照・登録・修正・削除）できること。		383	①4.3.4の振込依頼結果データの取込みまで実用していない自治体もあること。また、手動での入力及び自治体として初期に手動によることから振込データを作成した時点ですでに支払（支払予定日）をセットする仕様が必要である。（埼玉県上尾市）	①意見の通り、支払日を手動で入力する場合、自治体（データ取込みしていない）の負担が増大する可能性があるため、振込データを作成した時点の支給日（予定日）をセットする機能を標準仕様書に反映する。	振込依頼結果データを取込みることも振込データ作成時点の日付が支給日として登録され、支給日データを管理（参照・登録・修正・削除）できること。			・支給日データ別の管理方法として現行仕様で問題ないか。	
4.3.4.	振込依頼結果データの取り込み	振込依頼結果データを取り込み、振込不能となっている対象者を抽出・参照できること。		278	①振込依頼結果が不成立になるケースは少ない。また、他の標準化対象者の仕様（介護報酬）では、オプションであるため、オプション機能として取り扱っていたにすぎない。（鳥取県川本町、兵庫県神戸市）	①一般的な振込対象者が多ければ、振込不能のケースも止所して増えると思われる。また、介護標準化者の仕様（介護報酬）では、オプションであるため、オプション機能として取り扱っていたにすぎない。（鳥取県川本町、兵庫県神戸市）		振込依頼結果データを取込み、振込不能となっている対象者を抽出・参照できること。			
4.4. 過誤調整											
4.4.1.	返納・追及対象者抽出	異動情報（転出・転校・生保開始、廃止等）によって返納または追及対象者を抽出し、一覧で確認できること。		87	①返納、追及については理由により対象者を抽出し、確認できる方が望ましい。（三重県津市、三重県四日市市、神奈川県横浜市、愛知県刈谷市）	①異動情報は返納・返納の理由だけでなく、抽出のきっかけとなるものとして記載していたが、誤解がないよう記載を修正する。	異動情報（転出・転校・生保開始、廃止等）等を基にして、返納または追納対象者を抽出し、一覧で確認できること。			・異動情報以外に、返納・追納対象者抽出にあつては参照すべき情報はあ	
4.4.2.	返納	過誤支給となった場合、返納処理ができること。									
4.4.3.	追納	支給額の不足、漏れがあった場合、追納処理ができること。									
4.4.4.	過誤調整管理	過誤調整情報（金額、事由、結果等）を管理（参照・登録・修正・削除）できること。									

就学援助事務システム標準仕様書（案）（対応方針反映）

※1「標準仕様書反映意見」に対応する意見番号を記載。

※2「意見及び対応方針_自治体」シートより、標準仕様書への反映候補となる意見を記載。（同意の意見が複数提示された場合は、主要なもののみ記載する）。

赤字：現行の標準仕様書案からの変更案。

[illegible]

就学援助事務システム標準仕様書（案）（対応方針反映）

※1「標準仕様書反映意見」に対応する意見番号を記載。
※2「意見及び対応方針」自治体シートより、標準仕様書への反映候補となる意見を記載。（同意の意見が複数提示された場合は、主要なもののみ記載する。）。

赤字：現行の標準仕様書案からの変更案。

機能名称	実装すべき機能	オプション機能	備考	関連意見番号※1	標準仕様書反映意見※2	意見反映	意見への対応方針	実装すべき機能	標準機能要件（修正後）	オプション機能	備考	WTCにおける論点
7.3. 操作権限管理												
7.3.1.	アクセス権限管理	発注者のシステム操作権限のシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者の称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び権限の管理ができること。						発注者のシステム操作権限のシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者の称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び権限の管理ができること。				
7.3.2.	アクセス権限管理	職員のシステム利用権限管理ができ、利用者IDとパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。						職員のシステム利用権限管理ができ、利用者IDとパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。				
7.3.3.	アクセス権限管理	ユーザIDとパスワードによる認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングルサイン・オンが使用できること。						ユーザIDとパスワードによる認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングルサイン・オンが使用できること。				
7.3.4.	アクセス権限管理	アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。						アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。				
7.3.5.	アクセス権限管理	アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。						アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。				
7.3.6.	アクセス権限管理	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスクリーンに設定し、事前に準備ができること。						アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスクリーンに設定し、事前に準備ができること。				
7.3.7.	操作権限管理	事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。						事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。				
7.3.8.	操作権限管理	他の職員が申請情報の入力・異動作業をしている間は、同一の申請者情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。						他の職員が申請情報の入力・異動作業をしている間は、同一の申請者情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。				
7.3.9.	操作権限管理	操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれに基づく利用者別の各種制御ができること。						操作権限管理については、操作権限一覧表での管理及びそれに基づく利用者別の各種制御ができること。				
7.3.10.	操作権限管理	操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。						操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。				
7.3.11.	二要素認証	ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。						ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。				
7.3.12.	強制終了	権限別のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。						権限別のアクセスの失敗に対して、強制的に終了させることができること。				
7.4. 操作権限設定												
7.4.1.	操作権限設定	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「個人番号」の項目を表示又は非表示に設定できること。						システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「個人番号」の項目を表示又は非表示に設定できること。				
7.5. ヘルプ機能												
7.5.1.	ヘルプ機能	システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。 また、ヘルプ機能として、操作画面 上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル欄）が提供されること。						システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。 また、ヘルプ機能として、操作画面 上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できるオンラインマニュアル（画面上に表示されるマニュアル欄）が提供されること。				
7.6. 中間標準レイアウト仕様の出力												
7.6.1.	中間標準レイアウト出力	「中間標準レイアウト仕様（就学）」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル通過表、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML 形式又はCSV 形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。						「中間標準レイアウト仕様（就学）」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル通過表、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML 形式又はCSV 形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。				
7.6.2.	中間標準レイアウト出力	中間標準レイアウト仕様以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。						中間標準レイアウト仕様以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。				
7.6.3.	中間標準レイアウト出力	システム契約期間の終了時には、その時点で「中間標準レイアウト仕様（就学の最終バージョン）」で定義された表形式、XML 形式又はCSV 形式でデータ提供ができること。						システム契約期間の終了時には、その時点で「中間標準レイアウト仕様（就学の最終バージョン）」で定義された表形式、XML 形式又はCSV 形式でデータ提供ができること。				
7.7. 印刷												
7.7.1.	印刷設定	出力部数を設定できること。						出力部数を設定できること。				
7.7.2.	印刷設定	帳票発行時にしどく機能を保有すること。						帳票発行時にしどく機能を保有すること。				
7.7.3.	印刷設定	帳票発行時にPDF が紙出力が指定でき、プリンタやプレー（オフ）の指定ができること。なお、デファルトでPDF が紙出力が指定できることとしても可能とする。						帳票発行時にPDF が紙出力が指定でき、プリンタやプレー（オフ）の指定ができること。なお、デファルトでPDF が紙出力が指定できることとしても可能とする。				
7.7.4.	印刷設定	就学援助システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。						就学援助システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。				
7.7.5.	印刷設定	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものであるについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。						氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものであるについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。				
7.8. マイナンバー管理												
7.8.1.	マイナンバー管理	申請者から提示されたマイナンバー情報の管理（参照・登録・修正・削除）ができること。						申請者から提示されたマイナンバー情報の管理（参照・登録・修正・削除）ができること。				
7.8.2.	マイナンバー連携	マイナンバーを用いて他業務システムと連携し、同一自治体・他自治体に関わらず、申請者の次の情報を取得できること。 住基情報（世帯主の氏名及び世帯主との続柄）/生活保護受給資格情報/課税情報/前例支給情報	281	①前例支給情報とは、新入学用品費の入学前支給のことを指す認識か、 （兵庫県神戸市）	①前例支給情報とは、新入学用品費の入学前支給に係る情報を指す。誤解を招かないよう、「前例支給情報」は「入学前支給情報」に修正する。			マイナンバーを用いて他業務システムと連携し、同一自治体・他自治体に関わらず、申請者の次の情報を取得できること。 住基情報（世帯主の氏名及び世帯主との続柄）/生活保護受給資格情報/課税情報/ 前例支給情報 入学前支給情報				
7.8.3.	団体内統合同名システムとの連携	番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する申請者の氏名と本情報を更新するための「団体内統合同名システム」（市区町村固有の同名システムのことではない。）に対して、団体内統合同名システムで使用する情報が送達できること。データ標準レイアウトの法第 7 条第 4 号に規定される特定個人情報を送達できること。						番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する申請者の氏名と本情報を更新するための「団体内統合同名システム」（市区町村固有の同名システムのことではない。）に対して、団体内統合同名システムで使用する情報が送達できること。データ標準レイアウトの法第 7 条第 4 号に規定される特定個人情報を送達できること。				
7.9. エラーアラート項目												
7.9.1.	エラーアラート項目	論理的に成立し得ない入力その他の停止すべき入力等は、エラー（※）として停止すること。エラーは、当該内容で本登録することと停止することが目的であり、その実施方法としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないのであることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して停止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して停止することも、いずれもエラーの実施方法として待たれる。 論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、アラート（※）として注意喚起すること。 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の停止すべき入力等について、停止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。 エラーアラートとする場合は、原因となったエラーアラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。					論理的に成立し得ない入力その他の停止すべき入力等は、エラー（※）として停止すること。エラーは、当該内容で本登録することと停止することが目的であり、その実施方法としては、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないのであることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して停止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して停止することも、いずれもエラーの実施方法として待たれる。 論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、アラート（※）として注意喚起すること。 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の停止すべき入力等について、停止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの。 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの。 エラーアラートとする場合は、原因となったエラーアラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。					
7.10. 検索												
7.10.1.	検索対象	就学管理に係る諸情報（受給状況、資格等）及び異動履歴（特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。						就学管理に係る諸情報（受給状況、資格等）及び異動履歴（特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。				
7.10.2.	検索条件	氏名（漢字・カナ・漢姓名）、生年月日、学年、学校名、宛名番号、世帯番号、マイナンバー 等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、消音化検索ができること。						氏名（漢字・カナ・漢姓名）、生年月日、学年、学校名、宛名番号、世帯番号、マイナンバー 等での検索ができること。なお、検索は、あいまい検索、部分一致検索、範囲検索、複合検索、消音化検索ができること。				
7.10.3.	検討条件	検索結果は並び替え（降順/昇順等）ができること。 また、検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えたとメッセージが表示されること。						検索結果は並び替え（降順/昇順等）ができること。 また、検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えたとメッセージが表示されること。				
7.10.4.	検索履歴	過去に検索した条件を保持することができ、保持している条件を利用して検索できること。						過去に検索した条件を保持することができ、保持している条件を利用して検索できること。				